

目次

A -CV-3rd-★上告状	2
----------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書

令和2年11月24日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊（昭和36年3月9日生） 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所（送達場所） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局総務部法務課 電話 03-5388-2519 FAX 03-5388-1262
東京都 同代表者 知事 小池 百合子

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第1354号慰謝料請求控訴事件について、令和2年11月18日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告および上告受理を申し立てます。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「以上によると、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながらこの判決は、後述の通り、要するに、理由が全く有りません。

特に控訴審ですから、理由が無いとする控訴理由を合理的根拠無く無視している点は、單なる理由不備（民訴法312条2項六号）を超えて、裁判の手続目的を逸脱しており、また、脅迫の為の殺人による人格権（自律権、憲法13条）侵害等を看過しており、程度問題として、不合理が甚だしく、不公正な判決であり、私への公然たる非人扱いなので、人間として認

められる権利(憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、適用違憲ないし憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法 312 条 1 項)なので上告理由に当たります。

同時に、被告の誠実な訴訟追行義務(民訴法 2 条)違反や甚だしい信義則(民法第 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反が多数有り、総じて公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかに違法であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)なので上告受理申立理由に当たります。

以上のように、いずれも憲法や法令の誤解釈なので、上告と上告受理を申し立てます。

★それよりも、最高裁判所が直視すべき非常事態です(公序良俗の偽装)

一審二審とも、当り前のことと認めることによる、司法権濫用(司法拒絶)です。

最高裁判所が対処しなければ、三審とも司法拒絶が確定し、社会正義が保てません。

裁判制度の公益性や公平性を確保することも、最高裁判所の重要な職責のはずです。

ですから、規定された上告理由に係らず、必ず審判すべき案件だと考えます。

特に本件は、警視庁による脅迫の為の殺人ですから、社会的影響も極めて大きい案件です。

なお、公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のことと認めないことによって、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めることです。

包囲網とは、被害届 2018 に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪(女のブラックリスト)です。

したがって、第一審の機能と S.O.S. を、最高裁判所に求めます。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

一審二審とも、判定(心証)の理由が一切無く、裁判の意味が有りません。

そもそも、理由が無いことが控訴理由なので、理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)です。

同時に、経験則違反ないし論理則違反なので、自由心証主義への違反です。

1 訴えた法令違反を無視していること

既述の通り、警察が根拠も無く犯罪被害の訴えを無視すれば法令(職責)違反であることは、その立法趣旨を考えれば、当り前に、誰でも解ります。

2 訴えた蓋然性を無視していること

既述の通り、私への脅迫の為の殺人であったことの蓋然性は天文学的に超高度であるのに、加えて、他の不法行為の蓋然性も総合すれば、警視庁の組織的隠蔽と脅迫であることに疑いの余地は有りません。

3 脅迫と隠蔽による人権侵害を無視したことは事案解明責任の放棄です

既述の通り、原事件は生命への無言の脅迫であり、自決権(憲法13条)の侵害です。
その被害の訴えを、警視庁が無視して来たことは、その職責(警察法2条など)と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。
このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)を含んだ被害です。
したがって、これらを認めなかつた原審は憲法遵守義務違反であり、憲法解釈の誤りなしし、その他憲法の違反(民訴法312条1項)です。

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

★★★第3 当裁判所の判断については、基本的に全てが一審判決通りとのことです
理由が無いとする控訴理由を無視しており、判定の理由が一切有りません。

●●●反論1 捜査による利益は反射的利益である旨 判決書3頁中段

既述の通り、警視庁が、私の犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く、無視して来たことは、露骨な法令(職責)違反なので、正当業務行為どころではないことから、適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害に当ります。

★★★合理的根拠が無いことを無視(理由不備、判定洩れ)

法令(職責)違反や、脅迫の為の殺人やその隠蔽の蓋然性を否定した理由が有りません。

少なくとも、無視したことに対する抗弁事実が立証されていません。

★★★法令(職責)違反であることを無視(理由不備、判定洩れ)

警察法2条、犯罪捜査規範4,61,65条などへの違反ではないとする理由が有りません。

★★★正当業務行為ではないことを無視(理由不備、判定洩れ)

法令(職責)違反かつ合理的根拠が無い対応は、正当業務行為などでは有り得ません。

★★★権利ないし法律上保護される利益の侵害であることを無視(理由不備、判定洩れ)

正当業務行為を逸脱した行為による手続(告訴)妨害です。

法律上保護される利益とは、不當に犯罪被害を無視されない利益です。

●●●反論2 本件殺人に対する判定(理由)が一切有りません 判決書3頁下段

★★★★★控訴状に既述の第一から第五の蓋然性を総合すれば、私への脅迫の為の殺人であつたことに疑いは無いのに、否定した理由が全く有りません(理由不備、判定洩れ)。

私の数字を無視して、決して数字で考えようとしないことは、当り前に、隠蔽の証左です。

これらを無視して、裁判所の事案解説責任が果たせるはずもありません。

本件の焦点(再掲)

第一に、警視庁が私の被害届(包囲網の摘発要請)を無視し、害意を暗示しました(99.99%)要するに、完全に無視するなどという選択は有り得ません。

A 八項目の記載を警察が無視できるはずがないこと

(1) 顔パス(挙手した乗客の逃亡)が稀有な人為現象であること(3頁)

(2) ましてそれが、毎乗務 10 回以上、日常的に起きたこと(3 頁)

(3) この不買運動を、私の出番日と会社との平均売上の連動が裏付けていること(5 頁)

B 回答要請と回答期限を冒頭に明記していたこと

C 警察が被害届を無視することは、当り前に、法令(職責)違反であること

第二に、私への脅迫の為に、叔母を殺害し、事故に偽装しました (②だけでも 99.80%)

①警視庁が私の被害届を完全無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示している状況で、②まさしくその回答期限日に、私の叔母が変死したことは、当り前に、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のようになど殺すぞ」との生命への無言の脅迫です。

第三に、東村山署サワダが、脅迫の為の殺人の真相究明の訴えを無視しました (99.00%)

20090303 午後の東村山警察署での要請を隠蔽したこと自体も巨大不祥事です。

第四に、叔母の事故には不審点が多数有ること (99.99%)

①事故現場の手前が、歩道をずっと見通せる長い直線なので、見落とすはずがないこと

②司法解剖が実施された経緯の供述に激しく喰い違いが有ること

③逮捕の決め手の映像を公判の証拠にしなかったのは殺人の隠蔽であること

④交通事故だったとする直接証拠が一切無いこと

⑤故意の疑いに一切触れなかった公判は刑事司法として有り得ないこと

第五に、恣意性一覧表が後続事件との相互関連性を示唆していること (99.9999999%)

全てが、私への包囲網の実在と、それによる迫害であることを示唆しています。

原判決は法令違反であり憲法違反です

警視庁の私への、誠実な訴訟追行義務(民訴法 2 条)違反、信義則(民法第 1 条 2)違反、公序良俗違反(民法 90 条)、人格権の侵害、不法行為責任(民法 709, 710 条)、信用失墜行為(地方公務員法 33 条)、犯人隠避罪と公務員職権濫用罪と脅迫罪、

一審の私への、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反、裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害、信義則違反、公序良俗違反、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反、を看過しています。

一審と二審に共通の違法性

控訴理由を無視した判決や合理的根拠が無い判決の不当性は自明過ぎますから、最高裁による不当な却下を始めから前提にしていたことが窺え、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則違反であり、また、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(公序良俗の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言えるので、公序良俗違反であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や自決権(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や、裁判を受ける権利(憲法 32 条)、の侵害であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、犯人隠避罪(刑法 103 条)と公務員職権濫用罪(刑法 193 条)と脅迫罪(刑法 222 条)です。

第 6 附属書類

副本 7 通

以上